

## ユニット型指定介護老人福祉施設運営規程

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽会が運営するユニット型指定介護老人福祉施設アニス松岡（以下「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（目的）

第2条 要介護者に対し、適正なユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第3条 施設は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

（事業所の名称等）

第4条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称：アニス松岡

（2）所在地：吉田郡永平寺町松岡柵第31号7番地1

（職員の区分及び定数）

第5条 施設に次の職員を置く。

（1）施設長 1名（A 1名）

施設職員の管理及び業務の管理を一次元的に行うものとし、職員に対し、本運営規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（2）医師 1名以上（C 1名以上）

利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持の為適切な処置をとる。

（3）生活相談員 1名以上（A 1名以上）

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。

（4）介護職員 30名以上（A 30名以上）

利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。

（5）看護職員 3名以上（A 3名以上）

利用者の看護、保健衛生の業務に従事する。

（6）機能訓練指導員 1名以上（C 1名以上）

利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。

（7）介護支援専門員 1名以上（A 1名以上）

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

- (8) 管理栄養士 1名以上 (A 1名以上)  
給食管理、利用者の栄養指導に従事する。
- (9) 調理員 5名以上 (A 4名以上・C 1名以上)  
栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。
- (10) 事務員 2名以上 (A 2名以上)  
施設の庶務及び会計事務に従事する。

(A：常勤で専従 B：常勤で勤務 C：常勤以外で専従)

2 前項に定めるものの他、必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(利用定員)

第6条 施設の利用定員は90名とする。

(ユニット数及びユニットごとの入所定員)

第7条 施設の各ユニット数は、10ユニットとする。

ユニット名称	定員
太陽一丁目	10人(1人)
太陽二丁目	10人(2人)
太陽三丁目	10人(1人)
太陽四丁目	10人(1人)
太陽五丁目	10人(1人)
太陽六丁目	10人(1人)
太陽七丁目	10人(1人)
太陽八丁目	10人(1人)
太陽九丁目	10人(1人)
太陽十丁目	10人

\* ( ) 内はショートステイ利用定員

2 災害その他のやむをえない事情を除き、前項の利用定員及び居室の定員を超えての事業の提供は行わないものとする。

(利用料その他の費用)

第8条 ユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該ユニット型指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した指定介護老人福祉施設サービスの1割(介護保険法の定めにより保険給付が9割でない場合には、それに応じた割合)とする。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

- (1) 居住費(ユニット型個室) 2,450円(1日当たり)  
ただし、居住費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。
- (2) 食費〔食材料費・調理費用〕 1,550円(1日当たり)  
ただし、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。
- (3) 利用者が選定する特別な食事

	利用者を選定する特別な食事を提供するための追加費用〔食材費〕	実費
(4) 理美容代金	1, 500円	
(5) 布団洗濯代（シーツ、マットレスを除く）		実費
(6) 電気使用料	30円（1点1日につき）	
(7) 日用品費		実費
(8) 園外活動費		実費
(9) 健康管理費（予防接種費用）		実費

- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 4 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用内容および金額を変更することがある。
- 5 前項の変更を行う場合は、変更の一ヶ月以上前に利用者またはその家族に対し変更内容について文書により説明したうえで、変更に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

#### （入退所）

第9条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なくユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合、その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努め、「福井県特別養護老人ホーム入所指針」に基づき入所決定を行う。
- 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

#### （施設の利用に当たっての留意事項）

第10条 利用者は、施設内で次の事項に留意すること。

- 一 利用者は、施設長や医師、看護職員、介護職員、生活相談員、機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦を図る。
- 二 利用者は、健康に留意するとともに、施設で行う健康診断等は、特別な理由が無い限

り受診する。

三 利用者は、施設の清潔・整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

四 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設長に届け出る。

五 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵してはならない。

六 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼしてはならない。

七 施設の秩序、風紀を乱し、安全・衛生を害してはならない。

八 指定した場所以外で火気を用いてはならない。

九 故意に施設もしくは、物品に損害を与え、または、これを持ち出してはならない。

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 施設は、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる契約書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第13条 施設は、要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第14条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該利用者の被保険者証に記載する。

(保険給付のための証明書の交付)

第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しないユニット型指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供したユニット型指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設サービス計画の作成)

第16条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援

専門員」という。)は、施設サービス計画の作成に当たり、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対するユニット型指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの内容、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び前3項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護老人福祉施設の取扱方針)

第17条 ユニット型指定介護老人福祉施設サービスは、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 ユニット型指定介護福祉施設サービスは、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 3 ユニット型指定介護福祉施設サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 ユニット型指定介護福祉施設サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 施設の従業者は、ユニット型指定介護福祉施設サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 6 施設は、自らその提供するユニット型指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(身体拘束の廃止)

第18条 施設は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしない。

- 2 施設は施設長や医師等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合)に該当するかどうか十分検討する。
- 3 施設は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得

ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

4 施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族等にできる限り詳細に説明する。

5 施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(介護)

第19条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

2 施設は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

3 施設は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。

5 施設は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

6 施設は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

8 施設は、利用者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者による介護を受けさせない。介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術を持って行う。

9 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備する。

(食事の提供)

第20条 施設は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

2 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

3 施設は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

4 施設は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談・援助)

第21条 施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第22条 施設は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、利用者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第23条 施設は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第24条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(協力病院)

第25条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、次のとおり協力医療機関を定める。

(施設名) 医療法人慈豊会 田中病院

(住所) 福井県福井市大手2丁目3-1

2 施設は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。

(施設名) なかひろ歯科クリニック

(住所) 福井県福井市高木中央3-816

(利用者の入院期間中の取扱)

第26条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所できるようにする。

(利用者に関する保険者への通知)

第27条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしにユニット型指定介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第28条 施設は、利用者にとって適切なユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 施設は当該施設の職員によってユニット型指定介護老人福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 4 職員に対し、その資質向上のための研修の機会を次のとおり確保する。
  - 一 採用時研修：採用後 2 か月以内
  - 二 継続研修：随時
- 5 施設は、次に定める通りの職員配置をする。
  - 一 日中については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
  - 二 夜間及び深夜においては、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。
  - 三 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

(緊急時等の対応)

第 29 条 施設は、現にユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関福井温泉病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第 30 条 利用者に対するユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に対するユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。
- 4 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じる。
  - 一 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
  - 二 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
  - 三 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行う。

(非常災害対策)

第 31 条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年 2 回以上実施する。

- 2 非常災害に備えて、必要な設備を設け、消防、避難に関する計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

(衛生管理等)

第 32 条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛

生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の措置を講ずる。
  - 一 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - 二 施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
  - 三 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的実施する。
  - 四 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(重要事項の掲示)

第33条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第34条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第36条 施設は、提供したユニット型指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、提供したユニット型指定介護老人福祉施設サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は市町村の職員からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 4 施設は、提供したユニット型指定介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該

指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。  
(地域等との連携)

第37条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努める。

(会計の区分)

第38条 施設は、ユニット型指定介護老人福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第39条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対するユニット型指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(法令との関係)

第40条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人太陽会と施設管理者との協議に基づいて定める。

(虐待防止のための措置)

第41条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修等必要な措置を講ずる。

2 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。また、その結果について従業者に周知徹底を図る。

3 施設は、虐待防止のための指針を整備する。

4 施設は、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

5 施設は、上項の措置を適切に実施するために担当者を置く。

## 附則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成17年10月1日から施行する。

この規程の一部を改正し、平成18年4月1日から施行する。

この規定の一部を改定し、平成18年5月1日から施行する。

この規程の一部を改定し、平成19年3月24日から施行する。

この規程の一部を改定し、平成24年12月1日から施行する。

この規程の一部を改定し、平成26年4月1日から施行する。

この規定の一部を改定し、平成28年4月1日から施行する。

この規程の一部を改定し、令和4年4月1日から施行する。

この規程の一部を改定し、令和6年4月1日から施行する。